

第 1 4 2 0 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市創作の森おびな条例……………4
 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………9
 甲府市職員給与条例の一部を改正する条例……………14
 甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例……………15
 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………16
 甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………17
 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………36
 甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例……………37
 甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例……………38

[規 則]

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………

……………50
 甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則……………51
 甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則……………52
 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………54
 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………58
 甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則……………63
 甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則……………65

[告 示]

甲府市職員採用試験実施公告（2件）……………67
 配当計算書・充当通知書公示送達……………69
 平成29年度上半期の財政状況等の公表……………70
 甲府市各企業会計の平成29年度上半期の業務状況等の公表……………71
 開発行為に関する工事の完了公告……………72
 国民健康保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達……………73
 国民健康保険料督促状公示送達……………74

入札告示（2件）	75	差押調書（謄本）公示送達	108
開発行為に関する工事の完了公告	81	配当計算書・充当通知書公示送達	109
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	82	差押調書（謄本）公示送達	110
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	83	開発行為に関する工事の完了公告（2件）	111
市県民税督促状公示送達	84	入札告示	113
入札告示（2件）	85	指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	115
配当計算書・充当通知書公示送達	91	配当計算書・充当通知書公示送達	116
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	92	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の告示の一部を改正する告示	117
建築基準法による一団地の区域等の公告	93	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の告示の一部を改正する告示	118
甲府都市計画事業甲府駅周辺土地地区画整理審議会委員選挙の候補者及び投票を行わない旨の公告	94	悪臭原因物質の規制地域及び規制基準の告示の一部を改正する告示	119
甲府市職員採用試験実施公告	95	都市計画変更の縦覧告示（2件）	120
介護保険被保険者証無効告示	96	プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	122
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	97	指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	124
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	98	開発行為に関する工事の完了公告	125
国民健康保険被保険者証無効告示	99	道路区域の変更告示	126
計量器定期検査の実施告示	100	道路の供用開始告示	127
国民健康保険料納入通知書公示送達	101	開発行為に関する工事の完了公告（2件）	128
国民健康保険料督促状公示送達	102	介護保険料納入通知書・更正通知書公示送達	130
配当計算書・充当通知書公示送達	103	介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達	131
指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示	104		
平成29年度補正予算の公表	105		
甲府都市計画事業甲府駅周辺土地地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告	106		
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	107		

[選挙管理委員会]

選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の
告示……………132

[農業委員会]

甲府市農業委員会12月定例総会招集公告……………133

[上下水道局]

入札告示（6件）……………134

[任免辞令]

市長事務部局……………153

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市創作の森おびな条例をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第32号

甲府市創作の森おびな条例

(目的)

第1条 この条例は、豊かな自然を活用し、創作活動及び自然体験の場を提供すること等により、交流人口の増加を図るとともに地域の振興に寄与するため、甲府市創作の森おびなを設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 甲府市創作の森おびなの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲府市創作の森おびな	甲府市下帯那町24番地

(施設)

第3条 甲府市創作の森おびな（以下「創作の森おびな」という。）に別表の施設区分の欄に掲げる施設を置く。

(事業)

第4条 創作の森おびなは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 創作の森おびなの利用公開に関すること。
- (2) 創作の森おびなを利用したレクリエーション及び創作活動に関すること。
- (3) 地域の振興に資する事業に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、創作の森おびなの設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第5条 創作の森おびなの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

（休業日及び利用時間）

第7条 創作の森おびなの休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 創作の森おびなの利用時間は、第9条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）以外は午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開業し、若しくは休業し、又は利用時間を変更することができる。

（利用の禁止又は制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、創作の森おびなの利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 施設、設備等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、創作の森おびなの管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可）

第9条 別表に掲げる施設のうち、規則で定める施設を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（利用の許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、これらの処分により利用者が損害を受けても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 利用者が、利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の条件に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第8条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (4) 災害その他の事故により、利用を許可した施設が利用できなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 利用者は、別表に掲げる区分に従い利用料金を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、利用者は、器具等を使用する場合は、規則で定める利用料金を納付しなければならない。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第15条 故意又は過失により創作の森おびなの施設、設備等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和43年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(26) 創作の森おびな

別表（第3条、第9条、第12条関係）

施設区分	利用区分	利用時間	利用料金
管理棟（談話室・浴室）	終日	午前9時から 午後9時まで	無料
アトリエ棟（スタジオ・広間1・広間2・シャワー室）	午前	午前9時から 午後1時まで	1棟 6,000円
	午後	午後1時から 午後5時まで	1棟 6,000円
	夜間	午後5時から 午後9時まで	1棟 6,000円
	宿泊	午後9時から 翌日午前9時まで	1棟 18,000円
研修棟（研修室・シャワー室）	午前	午前9時から 午後1時まで	1棟 4,000円
	午後	午後1時から 午後5時まで	1棟 4,000円
	夜間	午後5時から 午後9時まで	1棟 4,000円
	宿泊	午後9時から 翌日午前9時まで	1棟 12,000円

テントサイト（全4区画）	午前	午前9時から 午後1時まで	1区画 400円
	午後	午後1時から 午後5時まで	1区画 400円
	夜間	午後5時から 午後9時まで	1区画 400円
	宿泊	午後9時から 翌日午前9時 まで	1区画 1,200円
ウッドデッキ広場	午前	午前9時から 午後1時まで	全面 400円
	午後	午後1時から 午後5時まで	全面 400円
	夜間	午後5時から 午後9時まで	全面 400円
	深夜	午後9時から 翌日午前9時 まで	全面1時間 100円
炊事棟	無料		
トイレ棟	無料		

備考 管理棟の浴室の利用は、有料施設の利用者に限る。

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 1 2 月 2 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 33 号

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年 12 月条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 48 号」の次に「。以下「法」という。」を、「及び第 2 項」の次に「、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項」を、「第 7 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

第 6 条中「規則で」を「任命権者が」に改め、同条を第 11 条とする。

第 5 条第 1 項第 1 号中「甲府市職員給与条例（昭和 24 年 6 月条例第 21 号）」を「給与条例」に改め、同項第 2 号中「甲府市学校職員給与条例（昭和 28 年 1 月条例第 5 号）」を「学校職員給与条例」に改め、同項第 3 号中「第 15 号」の次に「。以下「企業職員給与条例」という。」を加え、同条第 2 項中「甲府市職員給与条例」を「給与条例」に改め、同条第 3 項中「甲府市学校職員給与条例」を「学校職員給与条例」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

第 10 条 次に掲げる条例の規定は、3 条任期付職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

(1) 給与条例第 9 条、第 11 条から第 11 条の 3 まで、第 31 条及び第 49 条の 3 の規定

(2) 企業職員給与条例第 3 条の 2 及び第 10 条の 2 の規定

2 次に掲げる条例の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(1) 給与条例第 19 条から第 24 条まで及び第 24 条の 3 の規定

- (2) 甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）の規定
 - (3) 企業職員給与条例第4条、第4条の3及び第13条の規定
- 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第25条及び第28条の適用については、給与条例第25条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第25条第2項第3号並びに第28条第3項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

第4条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

第8条 3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員に適用する給料表の種類並びに職務の級及び号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次号及び第3号の規定の適用を受けない全ての3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員 甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号。以下「給与条例」という。）別表第3行政職給料表1級の25号給から45号給まで
 - (2) 薬剤師、栄養士、臨床検査技師その他の医療技術職である3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員 給与条例別表第4イ医療職給料表(2)2級の1号給から21号給まで
 - (3) 保健師、助産師及び看護師である3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員 給与条例別表第4ウ医療職給料表(3)2級の11号給から31号給まで
- 2 新たに前項各号に掲げる職員となった者の号給は、当該各号に定める号給の範囲内において、規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任期付短時間勤務職員の給料月額は、前2項の規定により定められる額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第3条中「前条各項」を「第2条各項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

- 2 任命権者は、3条任期付職員又は任期付短時間勤務職員の任期が3年（前条に

定める場合にあつては、5年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該3条任期付職員又は任期付短時間勤務職員の同意を得なければならない。

第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

3 この条及び次条の規定は、甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号。以下「学校職員給与条例」という。）第2条に規定する学校職員には適用しない。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務

を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項の規定による承認（企業職員（地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員をいう。以下この項において同じ。）にあっては、勤務時間条例第16条第1項の規定による承認に相当する承認）

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認（企業職員にあっては、同項の規定による承認に相当する承認）

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「3条任期付職員」という。）又は前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の任期を延長することが必要な場合であって、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前2項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条、第4条第2項、第9条第1項第1号、第10条第2号、第14条の2から第14条の4まで及び第18条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第34号

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「並びに」を「及び」に、「及び特殊勤務手当のうち任命権者の指定するもの」を「その他規則で定める手当」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の甲府市職員給与条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の甲府市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第35号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

「

昭和 24	警察公舎	善光寺町2062 番地	木造杉皮葺平家建 1棟 50㎡	4戸
34	朝日	上曾根町4029 番地	木造セメント瓦葺平家建 1戸 28.00㎡	2戸

を

」

「

昭和 24	警察公舎	善光寺町2062 番地	木造杉皮葺平家建 1棟 50㎡	4戸
----------	------	----------------	--------------------	----

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第36号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第37号

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第48条の4第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

第49条の2第1項中「30万8,000円」を「30万8,300円」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	

32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		

68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			

104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第4（第9条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
29	341,900	412,000	465,300	527,800	

30	344,000	414,100	467,600	529,600
31	346,200	416,100	469,900	531,400
32	348,600	418,200	472,100	533,200
33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100
49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200

	66		469,200	521,000	
	67		469,900	521,700	
	68		470,600	522,600	
	69		470,900	523,500	
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
	81		478,100	533,700	
	82		478,600	534,600	
	83		479,100	535,500	
	84		479,600	536,400	
	85		480,000	537,200	
	86		480,600	538,100	
	87		481,000	539,000	
	88		481,500	539,900	
	89		482,000	540,700	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,600		
	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則に定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	

33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	

69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000
86		289,100	325,000	345,900	
87		289,300	325,200	346,200	
88		289,500	325,600	346,500	
89		289,900	326,000	346,900	
90		290,100	326,400	347,200	
91		290,300	326,800	347,600	
92		290,500	327,200	347,900	
93		290,900	327,500	348,300	
94		291,100	327,700	348,600	
95		291,300	328,100	348,900	
96		291,600	328,400	349,200	
97		292,000	328,600	349,500	
98		292,300	328,900	349,900	
99		292,500	329,200	350,300	
100		292,800	329,500	350,700	
101		293,100	329,700	351,200	
102		293,300	330,000	351,600	
103		293,500	330,400	352,000	
104		293,800	330,600	352,400	

	105		294,100	330,700	352,900		
	106			331,000			
	107			331,400			
	108			331,600			
	109			331,800			
	110			332,200			
	111			332,600			
	112			333,000			
	113			333,200			
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000	

33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	

69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800	
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200	
94	281,400	314,600	348,000	366,000		
95	282,300	315,300	348,700	366,400		
96	283,300	315,900	349,300	366,700		
97	284,000	316,600	349,700	367,300		
98	284,800	316,900	350,100	367,800		
99	285,400	317,500	350,600	368,300		
100	286,300	318,200	351,000	368,800		
101	287,100	318,600	351,500	369,400		
102	287,900	319,200	351,900	369,900		
103	288,700	319,800	352,400	370,400		
104	289,500	320,400	352,800	370,800		

105	290,200	320,800	353,100	371,400
106	290,700	321,300	353,600	371,900
107	291,200	321,800	354,000	372,400
108	291,700	322,300	354,300	372,900
109	291,900	322,700	354,800	373,500
110	292,200	323,100	355,300	373,900
111	292,400	323,400	355,800	374,400
112	292,800	323,700	356,300	374,900
113	293,100	324,100	356,800	375,500
114	293,300	324,500	357,300	
115	293,700	324,900	357,800	
116	294,000	325,200	358,200	
117	294,300	325,400	358,600	
118	294,600	325,700	359,000	
119	294,900	326,100	359,500	
120	295,300	326,300	360,000	
121	295,600	326,500	360,400	
122	296,000	326,800	360,900	
123	296,300	327,100	361,400	
124	296,700	327,400	361,900	
125	296,900	327,600	362,200	
126	297,100	327,900		
127	297,400	328,300		
128	297,800	328,500		
129	298,000	328,600		
130	298,300	328,900		
131	298,700	329,300		
132	299,100	329,500		
133	299,300	329,800		
134	299,600	330,200		
135	300,000	330,600		
136	300,300	331,000		
137	300,500	331,300		
138	300,800	331,700		
139	301,200	332,100		
140	301,500	332,500		

141	301,700	332,800						
142	302,100	333,200						
143	302,500	333,500						
144	302,800	333,900						
145	302,900	334,200						
146	303,200	334,600						
147	303,500	335,000						
148	303,900	335,400						
149	304,100	335,700						
150	304,300	336,100						
151	304,600	336,500						
152	304,900	336,900						
153	305,300	337,200						
154	305,500							
155	305,700							
156	306,000							
157	306,300							
158	306,600							
159	306,900							
160	307,200							
161	307,600							
162	307,900							
163	308,200							
164	308,500							
165	308,900							
166	309,200							
167	309,500							
168	309,800							
169	310,200							
再任用職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200	

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則に定めるものに適用する。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「1万3,000円」を「1万円」に、「9,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）」を「1万円」に、「1万1,000円」とを「9,000円」とに改める。

第22条第3号中「たる子又は扶養親族」を削り、「ある職員」の次に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同条第4号中「たる子又は扶養親族」を削り、「職員」の次に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加える。

第23条第2項中「子で前条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同条」を「父母等で前条」に改め、「、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第48条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

（甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「372,000」を「373,000」に、「420,000」を「421,000」に改める。

第5条第2項及び第3項中「100分の162.5」を「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を

「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第49条の2第1項並びに別表第3及び別表第4の規定並びに第3条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第48条の4第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項及び第3項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第38号

特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を改正する条例
第1条 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例（昭和51年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の205」を「100分の210」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝの期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第39号

甲府市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 甲府市職員退職手当支給条例(昭和25年10月条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年7月条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年3月条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第40号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	275,400	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	277,600	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	279,900	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	282,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	284,600	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	286,800	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	289,200	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	291,300	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	293,200	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	295,200	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	297,300	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	299,800	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	302,300	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	305,000	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	307,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	309,900	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	312,200	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	314,900	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	317,500	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	319,800	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	322,200	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	324,400	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	326,700	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	328,700	386,500	466,400
31	213,400	265,500	330,900	388,400	467,700	

32	215, 100	267, 700	333, 100	390, 400	469, 000
33	216, 700	269, 800	335, 000	392, 100	470, 200
34	218, 500	272, 000	337, 100	393, 800	470, 900
35	220, 300	274, 200	339, 200	395, 400	471, 600
36	222, 100	276, 200	341, 300	397, 200	472, 300
37	223, 700	278, 500	343, 400	398, 400	472, 900
38	225, 500	280, 500	345, 500	399, 900	
39	227, 300	282, 400	347, 700	401, 300	
40	229, 100	284, 400	349, 800	402, 700	
41	230, 800	286, 200	351, 800	404, 400	
42	232, 500	288, 600	353, 900	405, 800	
43	234, 100	290, 900	355, 800	407, 100	
44	235, 700	293, 400	357, 900	408, 600	
45	237, 200	295, 500	359, 700	410, 200	
46	238, 600	298, 000	361, 700	411, 500	
47	239, 900	300, 300	363, 700	413, 000	
48	241, 100	303, 000	365, 700	414, 600	
49	242, 600	305, 400	367, 300	416, 300	
50	244, 100	307, 800	369, 100	417, 700	
51	245, 300	310, 300	371, 000	419, 300	
52	246, 800	312, 600	373, 000	420, 800	
53	248, 000	314, 900	374, 900	422, 500	
54	249, 200	317, 100	376, 700	424, 000	
55	250, 600	319, 200	378, 500	425, 600	
56	251, 700	321, 400	380, 200	427, 200	
57	253, 000	323, 500	381, 700	428, 700	
58	254, 100	325, 600	383, 300	430, 200	
59	255, 200	327, 700	385, 000	431, 400	
60	256, 400	329, 700	386, 700	432, 600	
61	257, 700	331, 800	387, 900	433, 800	
62	259, 000	333, 900	389, 300	435, 100	
63	260, 400	336, 100	390, 700	436, 400	
64	261, 500	338, 300	392, 000	437, 600	
65	262, 800	340, 100	393, 400	438, 800	
66	264, 300	342, 300	394, 600	440, 000	
67	265, 800	344, 300	396, 000	441, 200	

68	267, 500	346, 500	397, 400	442, 400
69	269, 000	348, 300	398, 700	443, 600
70	270, 400	350, 200	400, 000	444, 800
71	271, 800	352, 300	401, 400	446, 000
72	273, 200	354, 300	402, 700	447, 200
73	274, 300	355, 900	404, 000	448, 300
74	275, 700	357, 800	405, 400	448, 900
75	277, 100	359, 600	406, 800	449, 400
76	278, 300	361, 500	408, 100	449, 900
77	279, 600	363, 400	409, 300	450, 400
78	280, 800	365, 100	410, 500	
79	282, 000	366, 800	411, 800	
80	283, 200	368, 400	413, 200	
81	284, 300	369, 900	414, 500	
82	285, 500	371, 400	415, 700	
83	286, 700	372, 900	416, 700	
84	287, 900	374, 300	417, 900	
85	289, 000	375, 400	419, 100	
86	290, 100	376, 800	420, 300	
87	291, 100	378, 200	421, 500	
88	292, 300	379, 500	422, 500	
89	293, 400	380, 800	423, 600	
90	294, 500	382, 100	424, 600	
91	295, 700	383, 300	425, 600	
92	296, 900	384, 600	426, 600	
93	297, 500	385, 900	427, 500	
94	298, 500	387, 000	428, 300	
95	299, 600	388, 300	429, 100	
96	300, 800	389, 500	429, 900	
97	301, 800	390, 900	430, 700	
98	302, 900	391, 900	431, 100	
99	303, 900	393, 000	431, 500	
100	305, 000	394, 000	431, 900	
101	305, 900	394, 900	432, 300	
102	307, 000	395, 900	432, 600	
103	308, 100	397, 000	432, 900	

104	309, 100	398, 100	433, 200
105	309, 700	398, 800	433, 500
106	310, 600	399, 700	433, 800
107	311, 400	400, 600	434, 100
108	312, 200	401, 500	434, 300
109	313, 100	402, 300	434, 500
110	313, 500	403, 200	
111	313, 900	404, 000	
112	314, 400	404, 800	
113	315, 000	405, 400	
114	315, 400	406, 100	
115	315, 900	406, 800	
116	316, 400	407, 500	
117	317, 000	408, 100	
118	317, 500	408, 600	
119	317, 900	409, 000	
120	318, 400	409, 400	
121	318, 900	409, 800	
122	319, 300	410, 100	
123	319, 800	410, 400	
124	320, 300	410, 600	
125	320, 900	410, 800	
126	321, 200	411, 100	
127	321, 500	411, 400	
128	321, 800	411, 600	
129	322, 000	411, 800	
130	322, 300	412, 100	
131	322, 600	412, 400	
132	322, 900	412, 600	
133	323, 100	412, 800	
134	323, 300	413, 100	
135	323, 500	413, 400	
136	323, 800	413, 600	
137	324, 100	413, 800	
138	324, 300	414, 100	
139	324, 600	414, 400	

	140	324,900	414,600			
	141	325,100	414,800			
	142	325,300	415,100			
	143	325,600	415,400			
	144	325,800	415,600			
	145	326,100	415,800			
	146	326,300				
	147	326,600				
	148	326,900				
	149	327,100				
	150	327,300				
	151	327,600				
	152	327,900				
	153	328,100				
再任用 職員		233,600	273,900	302,600	330,700	414,800

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

商科専門学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	179,400	214,200	273,900	344,500	476,600
	2	182,000	216,300	276,900	347,500	478,800
	3	184,600	218,400	279,700	350,600	481,000
	4	187,300	220,500	282,500	353,900	483,100
	5	190,000	222,400	285,300	356,800	485,000
	6	192,800	224,500	287,900	358,900	486,900
	7	195,600	226,600	290,200	361,200	488,800
	8	198,500	228,600	292,600	363,800	490,700
	9	201,400	230,800	295,100	366,200	492,700
	10	204,400	233,200	297,700	368,400	494,700
	11	207,300	235,600	300,100	370,700	496,600
	12	210,200	238,000	302,700	372,800	498,500
	13	212,900	240,200	305,000	374,900	500,200
	14	214,600	242,500	307,000	377,400	502,000
	15	216,400	244,800	309,100	379,900	503,800
	16	218,100	247,100	311,000	382,300	505,700
	17	219,800	249,400	313,400	384,400	507,400
	18	221,600	252,500	316,000	386,700	509,100
	19	223,400	255,600	318,400	389,000	510,900
	20	225,000	258,700	320,800	391,300	512,800
	21	226,900	261,500	323,200	393,700	514,400
	22	228,800	264,500	326,100	396,200	516,000
	23	230,800	267,400	328,800	398,900	517,600
	24	232,800	270,300	331,900	401,500	519,100
	25	234,600	273,100	334,700	403,900	520,600
	26	236,600	275,700	337,500	406,400	522,000
	27	238,500	278,200	340,200	408,700	523,400
	28	240,500	280,900	343,100	411,200	524,700
	29	242,300	283,800	345,900	413,000	525,800
	30	244,200	286,000	348,400	415,500	526,800
31	246,200	288,000	351,000	417,900	527,800	

32	248,200	290,200	353,400	420,300	528,800
33	250,000	292,200	355,900	421,900	529,600
34	252,000	294,300	358,100	424,200	530,400
35	253,900	296,500	360,400	426,400	531,300
36	255,800	298,500	362,500	428,700	532,200
37	257,300	300,500	364,700	430,900	533,000
38	259,000	302,400	366,800	433,100	533,900
39	260,500	304,100	369,000	435,400	534,500
40	262,100	305,900	371,200	437,700	535,000
41	263,800	307,600	373,400	440,100	535,600
42	265,000	309,800	375,400	442,300	536,300
43	265,900	311,900	377,500	444,700	537,000
44	267,000	314,300	379,600	447,100	537,500
45	268,000	316,300	381,200	449,200	538,000
46	268,900	318,400	383,200	451,200	538,700
47	269,700	320,600	385,000	453,300	539,300
48	270,500	323,100	387,000	455,500	539,900
49	271,400	325,500	388,000	457,700	540,400
50	272,100	327,900	389,800	459,800	
51	272,800	330,200	391,500	462,100	
52	273,600	332,300	393,300	464,300	
53	274,500	334,600	394,300	466,100	
54	275,400	336,600	395,900	467,700	
55	276,300	338,500	397,400	469,400	
56	277,200	340,300	399,100	471,200	
57	278,000	342,100	400,500	472,600	
58	279,300	344,000	402,200	473,700	
59	280,400	345,800	403,800	474,800	
60	281,800	347,800	405,400	475,900	
61	283,000	349,600	406,700	477,000	
62	284,400	351,400	408,300	478,100	
63	285,700	353,300	409,800	479,200	
64	286,900	355,100	411,400	480,300	
65	288,000	356,900	412,800	481,300	
66	289,300	358,800	413,800	482,400	
67	290,600	360,500	414,800	483,400	

68	291,900	362,300	415,700	484,500
69	293,200	363,800	416,700	485,400
70	294,100	365,500	417,700	486,400
71	295,100	367,300	418,800	487,400
72	296,100	369,000	419,700	488,500
73	297,200	370,300	420,400	489,400
74	298,200	371,900	421,200	490,400
75	299,300	373,300	422,200	491,400
76	300,400	374,900	423,200	492,400
77	301,100	376,600	424,200	493,300
78	302,100	378,300	425,200	494,100
79	302,900	379,900	426,200	495,000
80	303,800	381,500	427,100	495,900
81	304,500	383,000	427,800	496,700
82	305,400	384,500	428,700	497,500
83	306,300	386,000	429,600	498,300
84	307,200	387,600	430,400	499,100
85	307,700	388,600	431,300	499,600
86	308,400	389,900	432,100	500,300
87	309,100	391,300	432,900	501,100
88	310,000	392,600	433,800	501,900
89	310,900	394,000	434,500	502,600
90	311,700	395,100	435,000	503,400
91	312,500	396,200	435,600	504,000
92	313,200	397,400	436,000	504,400
93	313,900	398,200	436,500	504,900
94	314,600	399,300	437,000	505,500
95	315,300	400,400	437,400	506,000
96	316,000	401,400	437,800	506,500
97	316,400	402,300	438,000	506,900
98	316,800	403,300	438,400	
99	317,200	404,300	438,700	
100	317,600	405,200	439,000	
101	317,900	406,000	439,300	
102	318,300	407,000	439,600	
103	318,600	408,000	439,900	

104	319,000	409,000	440,200
105	319,500	409,600	440,400
106	319,900	410,300	440,700
107	320,400	411,000	441,000
108	320,900	411,600	441,200
109	321,300	412,100	441,400
110	321,800	412,500	441,700
111	322,200	412,800	442,000
112	322,700	413,100	442,200
113	323,000	413,300	442,400
114	323,500	413,600	
115	323,900	413,900	
116	324,400	414,200	
117	324,700	414,400	
118	325,100	414,700	
119	325,600	415,000	
120	326,100	415,200	
121	326,300	415,400	
122	326,700	415,700	
123	327,200	416,000	
124	327,500	416,200	
125	327,700	416,400	
126	328,000		
127	328,500		
128	329,000		
129	329,200		
130	329,600		
131	330,100		
132	330,500		
133	330,700		
134	331,100		
135	331,600		
136	331,800		
137	332,100		
138	332,500		
139	332,900		

	140	333,300				
	141	333,800				
再任用 職員		247,300	292,900	310,300	375,200	468,600

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「1万3,000円」を「1万円」に、「9,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）」を「1万円」に、「1万1,000円）と」を「9,000円）と」に改める。

第18条第1項第3号中「たる子又は扶養親族」を削り、「ある職員」の次に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同項第4号中「たる子又は扶養親族」を削り、「職員」の次に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同条第3項中「子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項」を「父母等で第1項」に改め、「、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第27条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第27条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の

甲府市学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会への委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第29号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の8第2項第1号中「係る時間」の次に「（次号に掲げる時間を除く。）」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 給与条例第28条第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

第7条の8第3項中「半日又は1日」を「4時間又は7時間45分」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 1 2 月 2 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 30 号

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

甲府市職員被服貸与規則（昭和 49 年 7 月規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 技術職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表 6 の項及び 7 の項中「保健師」の次に「・薬剤師」を加える。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第31号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の5を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第34条第1項の規則で定める手当は、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）及び初任給調整手当とする。

第24条の3第1項第1号中「100分の105以上100分の170」を「100分の115以上100分の190」に、「100分の131以上100分の210」を「100分の139以上100分の230」に改め、同項第2号中「100分の93.5以上100分の105」を「100分の103.5以上100分の115」に、「100分の116.5以上100分の131」を「100分の124.5以上100分の139」に改め、同項第3号中「100分の82」を「100分の92」に、「100分の102」を「100分の112」に改め、同項第4号中「100分の82」を「100分の92」に、「100分の102」を「100分の112」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の42」を「100分の47」に、「100分の52」を「100分の57」に改め、同項第2号中「100分の38.5」を「100分の43.5」に、「100分の48.5」を「100分の53.5」に改め、同項第3号中「100分の38.5」を「100分の43.5」に、「100分の48.5」を「100分の53.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（次項において「新規則」という。）第13条の5第1項の規定は平成29年4月1日から、第24条の3第1項及び第24条の4第1項の規定は同年12月1日から適用する。

（勤勉手当の成績率の経過措置）

2 当分の間、新規則第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の180（新規則第17条の2に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の220）
- (2) 再任用職員 100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第32号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「C欄」を「B欄」に改める。

別表第4昇格時号給対応表イ医療職給料表(1)昇格時号給対応表中

29	を	28	に改める。
29		29	
29		29	
30		29	
30		29	
30		30	
31		30	
31		30	
31		30	
32		31	
32		31	
32		31	
33		31	
33		32	
33		32	

別表第4 昇格時号給対応表ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

3 4		3 3
3 5		3 4
3 6		3 4
3 7		3 5
3 7	を	3 5
3 8		3 6
3 8		3 6
3 9		3 7
3 9		3 8
4 0		3 9

に改める。

別表第4 昇格時号給対応表エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

7 8		7 7
7 9		7 8
8 0		7 8
8 1		7 9
8 1		7 9
8 1	を	8 0
8 1		8 0
8 1		8 1
8 2		8 1
8 2		8 1
8 2		8 2
8 2		8 2
8 2		8 2
8 2		8 2
8 3		8 2
8 3		8 2

に改める。

8 3
8 3
8 3
8 4

8 3
8 3
8 3
8 3

別表第4の2イ医療職給料表(1)降格時号給対応表中

5 0
5 3
5 6
5 9
6 2

を

5 1
5 5
5 9
6 3
6 5

に改める。

別表第4の2ウ医療職給料表(2)降格時号給対応表中

5 7
5 8
5 9
6 0
6 2
6 4
6 6

を

5 8
6 0
6 2
6 4
6 5
6 6
6 7

に改める。

別表第4の2エ医療職給料表(3)降格時号給対応表中

1 0 1
1 0 2
1 0 3
1 0 4
1 0 9

を

1 0 2
1 0 4
1 0 6
1 0 8
1 1 2

に改める。

1 1 4	1 1 6
1 1 9	1 2 0

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第33号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	133,800	192,700	228,900	262,000
	2	134,900	194,500	230,500	263,900
	3	136,000	196,300	232,000	265,700
	4	137,100	198,100	233,600	267,800
	5	138,200	199,700	235,100	269,600
	6	139,300	201,500	236,800	271,500
	7	140,400	203,300	238,300	273,400
	8	141,500	205,100	239,900	275,500
	9	142,600	206,800	241,200	277,600
	10	143,700	208,600	242,700	279,600
	11	144,900	210,400	244,300	281,700
	12	146,000	212,200	245,700	283,700
	13	147,100	213,600	247,200	285,700
	14	148,200	215,400	248,700	287,800
	15	149,300	217,100	250,000	289,800
	16	150,400	218,900	251,400	291,800
	17	151,500	220,600	252,900	293,700
	18	152,900	222,300	254,600	295,700
	19	154,200	223,900	256,300	297,800
	20	155,500	225,500	258,100	299,800
	21	156,800	227,000	259,700	301,800
	22	158,300	228,700	261,500	303,900
	23	159,800	230,300	263,200	305,900
	24	161,400	231,900	264,900	308,000
	25	162,700	233,100	266,900	309,700
	26	164,200	234,600	268,800	311,800
	27	165,700	236,000	270,600	313,800
	28	167,200	237,300	272,400	315,800
	29	168,600	238,600	274,100	317,600
	30	171,300	239,800	276,000	319,600
31	173,900	240,800	277,900	321,700	

32	176,500	242,000	279,600	323,800
33	179,200	243,300	281,200	325,100
34	180,900	244,500	283,100	327,100
35	182,600	245,700	284,900	329,000
36	184,300	247,000	286,800	331,100
37	185,800	247,900	288,400	333,000
38	187,600	249,300	290,100	334,900
39	189,400	250,700	291,900	336,900
40	191,100	252,200	293,700	338,800
41	192,700	253,600	295,300	340,700
42	194,200	255,000	297,000	342,600
43	195,700	256,400	298,500	344,400
44	197,200	257,700	300,100	346,300
45	198,500	258,900	301,700	347,800
46	199,800	260,200	303,400	349,200
47	201,100	261,600	305,000	350,700
48	202,400	262,900	306,700	352,200
49	203,700	264,100	307,700	353,800
50	205,000	265,200	309,200	354,600
51	206,300	266,500	310,700	355,800
52	207,600	267,800	312,300	356,800
53	208,800	268,800	313,900	357,700
54	210,100	269,900	315,500	358,800
55	211,400	271,200	317,100	359,700
56	212,700	272,500	318,600	360,800
57	213,800	273,500	320,100	361,700
58	214,900	274,500	321,300	362,400
59	215,900	275,400	322,500	363,100
60	217,000	276,500	323,700	363,800
61	218,100	277,600	324,400	364,200
62	219,100	278,600	325,300	364,800
63	220,000	279,500	326,100	365,500
64	221,000	280,500	326,900	366,200
65	221,500	281,100	327,800	366,500
66	222,400	282,000	328,200	367,200
67	223,200	282,700	328,900	367,900

68	224,100	283,600	329,700	368,600
69	224,800	284,600	330,500	368,900
70	225,800	285,400	331,200	369,500
71	226,600	286,200	331,900	370,200
72	227,500	287,000	332,600	370,800
73	228,200	287,800	333,100	371,100
74	229,000	288,300	333,700	371,700
75	229,900	288,700	334,200	372,400
76	231,000	289,200	334,800	373,000
77	231,700	289,300	335,100	373,400
78	232,400	289,700	335,600	373,900
79	233,000	289,900	336,000	374,500
80	233,800	290,300	336,500	375,000
81	234,600	290,500	336,900	375,500
82	235,300	290,700	337,400	376,100
83	236,000	291,100	337,900	376,600
84	236,600	291,400	338,400	376,900
85	237,300	291,700	338,700	377,300
86	238,100	292,000	339,100	377,800
87	238,900	292,300	339,600	378,200
88	239,600	292,700	340,000	378,600
89	240,200	293,000	340,300	379,000
90	240,900	293,400	340,700	379,500
91	241,600	293,700	341,200	379,900
92	242,300	294,100	341,600	380,300
93	242,900	294,200	341,800	380,600
94	243,600	294,400	342,200	
95	244,300	294,800	342,700	
96	245,000	295,200	343,100	
97	245,600	295,400	343,200	
98	246,100	295,700	343,700	
99	246,400	296,100	344,100	
100	246,800	296,500	344,400	
101	247,100	296,700	344,700	
102		297,000	345,100	
103		297,400	345,500	

	104		297,700	345,900	
	105		297,900	346,400	
	106		298,200	346,800	
	107		298,600	347,200	
	108		298,900	347,600	
	109		299,100	348,100	
	110		299,500	348,500	
	111		299,900	348,800	
	112		300,200	349,100	
	113		300,300	349,600	
	114		300,600		
	115		300,900		
	116		301,300		
	117		301,500		
	118		301,700		
	119		302,000		
	120		302,300		
	121		302,700		
	122		302,900		
	123		303,200		
	124		303,500		
	125		303,800		
再任用 職員		187,300	214,800	254,800	274,200

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 改正後の規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第34号

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給調整手当支給規則（昭和36年8月規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分	月 額	期間の区分	月 額
	円		円
1年未満	308,300	18年以上 19年未満	298,400
1年以上 2年未満	308,300	19年以上 20年未満	295,100
2年以上 3年未満	308,300	20年以上 21年未満	291,800
3年以上 4年未満	308,300	21年以上 22年未満	278,000
4年以上 5年未満	308,300	22年以上 23年未満	264,000
5年以上 6年未満	308,300	23年以上 24年未満	250,500
6年以上 7年未満	308,300	24年以上 25年未満	236,600
7年以上 8年未満	308,300	25年以上 26年未満	222,900
8年以上 9年未満	308,300	26年以上 27年未満	205,300
9年以上 10年未満	308,300	27年以上 28年未満	188,200
10年以上 11年未満	308,300	28年以上 29年未満	170,900
11年以上 12年未満	308,300	29年以上 30年未満	153,300
12年以上 13年未満	308,300	30年以上 31年未満	135,300
13年以上 14年未満	308,300	31年以上 32年未満	117,000
14年以上 15年未満	308,300	32年以上 33年未満	99,100

15年以上 16年未満	308,300	33年以上 34年未満	73,100
16年以上 17年未満	305,000	34年以上 35年未満	48,800
17年以上 18年未満	301,700		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給調整手当支給規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第35号

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員退職手当支給条例施行規則（昭和63年7月規則第36号）の一部を次のように改正する。

第19号様式中

「

受講する 公共職業 訓練等の 施設	名 称			
	所 在 地			
受講開始 年 月 日	年 月 日	受講終了予定 年 月 日	年 月 日	

を

」

「

受講する 公共職業 訓練等の 施設	名 称			
	所 在 地			
特定地方 公共団体 又は職業 紹介事業 者の紹介 による就 職の場 合、その 名称及び 所在地	名 称			
	所 在 地			

に

」

受講開始 年 月 日	年 月 日	受講終了予定 年 月 日	年 月 日
---------------	-------	-----------------	-------

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

甲府市告示第618号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成29年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第619号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成29年12月1日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第620号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 | 市民発第3402号 |
| | | 充当通知書 | 市民発第3404号 |
| | | 配当計算書 | 市民発第3403号 |
| | | 配当計算書 | 市民発第3405号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の平成29年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

平成29年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第622号

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の平成29年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府下水道事業会計、甲府市水道事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

平成29年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字東耕地2539番1、2541番1及び2541番4から
2541番10まで
以上9筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市山宮町2925番地4
有限会社大建ホーム
代表取締役 島田 稔

甲府市告示第624号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年12月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年12月4日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 平成28年度国民健康保険料第1期分督促状
平成28年度国民健康保険料第2期分督促状
平成29年度国民健康保険料第1期分督促状
平成29年度国民健康保険料第2期分督促状
平成29年度国民健康保険料第3期分督促状
平成29年度国民健康保険料過年5期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号 | 第2780号 |
| (2) 物件名 | 中学校新一年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年12月5日（火）～平成29年12月18日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年12月5日(火)～平成29年12月18日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年1月11日(木) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号 | 第2781号 |
| (2) 物件名 | 小学校新一年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年12月5日（火）～平成29年12月18日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年12月5日(火)～平成29年12月18日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年1月11日(木) 午後1時40分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月5日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市落合町字曾根1200番1及び1200番6
以上2筆及び水
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市小曲町57番地5
窪島政宏

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条例第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅南口自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成29年11月24日（金）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 Tel 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
 - ・甲府駅南口ロータリー前
 - ・県立図書館西側歩道
 - ・ダイタ第3駐車場前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成29年11月22日（水）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの
自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1, 000円・原動機付自転車2, 000円）

甲府市告示第631号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年12月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成29年度市県民税第1期督促状
平成29年度市県民税第2期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 211号		
工事名	甲府市総合市民会館芸術ホール防水改修工事		
工事場所	甲府市青沼三丁目5番44号		
工事概要	1	工事内容	構造・規模：SRC造 4階建 延べ面積 13,153.33㎡ 防水改修 ・屋上平場シート防水 1,177.4㎡ 他
	2	工期	平成30年3月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,589,040円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成14年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
	5	近接工事	平成29年12月7日告示（(防水) 212号甲府市総合市民会館イベン トモール防水改修工事）の落札者は、 本工事の落札者となることはできま

			<u>せん。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成29年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成29年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年12月22日
	6	設計図書配付開始日	平成29年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成29年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年12月25日
	10	入札及び開札日時	平成30年1月9日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年12月28日 午後5時まで
	2	回答	平成30年1月4日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 212号		
工事名	甲府市総合市民会館イベントモール防水改修工事		
工事場所	甲府市青沼三丁目5番44号		
工事概要	1	工事内容	構造・規模：SRC造 4階建 延べ面積 13,153.33㎡ 防水改修 ・屋上平場シート防水 1,104.9㎡ 他
	2	工期	平成30年3月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,159,120円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成14年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
	5	近接工事	平成29年12月7日告示（(防水) 211号甲府市総合市民会館芸術ホ ール防水改修工事）の落札者は、本 工事の落札者となることはできませ

			<u>ん。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成29年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成29年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年12月22日
	6	設計図書配付開始日	平成29年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成29年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年12月25日
	10	入札及び開札日時	平成30年1月9日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年12月28日 午後5時まで
	2	回答	平成30年1月4日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市告示第634号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 市民発第3329号
配当計算書 市民発第3330号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第635号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成29年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項に規定する連担建築物設計を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、建設部まち開発室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成29年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 対象区域 甲府市飯田三丁目2800、2805-12、
2805-26、2810-1
- 2 対象区域面積 2,227.40㎡

平成29年12月17日に執行する甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届け出のあった候補者は次のとおりであり、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、投票を行わないため同令第24条第5項及び第26条の規定により公告する。

平成29年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者

住 所 甲府市朝日一丁目1番11号

氏 名 市 川 三千昌

住 所 甲府市朝日二丁目5番1号

氏 名 市 村 仁

住 所 甲府市朝日二丁目10番17号

氏 名 桐 原 利 明

住 所 甲府市宝一丁目5番14号

氏 名 綱 取 俊 昭

住 所 甲府市宝一丁目4番4号

氏 名 古 屋 禎 夫

住 所 甲府市宝一丁目5番15号

氏 名 堀 内 茂

住 所 甲府市北口二丁目9番12号

氏 名 綜合興業 株式会社

2 宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

住 所 甲府市宝一丁目20番21号

氏 名 有限会社 万源興業

甲府市告示第638号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成29年12月11日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第639号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成29年12月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第640号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 高室町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	石 原 政 人	高 室 昭 彦
代表者 住 所	甲府市高室町707番地1	甲府市高室町721番地

3 変更年月日 平成29年4月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する

平成29年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103188 |
| 2 | 事業所名 | 医療法人社団 小羊会
こひつじ甲府デイサービスセンター |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市飯田3-5-3 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 医療法人社団 小羊会
理事長 長沼 信治 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防通所介護相当サービス） |
| 6 | 廃止年月日 | 平成30年1月1日 |

甲府市告示第642号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成29年12月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第643号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、玉諸地区、甲運地区の平成29年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第21条第2項の規定により公告する。

平成29年12月13日

甲府市長 樋口雄一

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象区域
1月19日（金）	10:00～12:00 13:00～15:00	玉諸小学校 体育館入口 （※）	玉諸地区
1月22日（月）		J A 甲府 東地区経済 センター	甲運地区 川田町 桜井町
1月23日（火）			甲運地区 横根町 和戸町
1月24日（水）			
1月25日（木）			
1月26日（金）			

※車でお越しの方は、正門付近の駐車場をご利用ください。

2 検査対象特定計量器 質量計

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|---|
| 1 書類名 | 平成25年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成26年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成27年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成28年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成29年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課 |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年12月14日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成29年度国民健康保険料第3期分督促状
平成29年度国民健康保険料第4期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第646号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 | 市民発第3539号 |
| | | 配当計算書 | 市民発第3540号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づき指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成29年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 19A0100054 |
| 2 | 事業所の名称 | 夜型デイサービス ワンライフ |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市宝1-23-18 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市中央2丁目10番19号
株式会社 ワンライフ
代表取締役 有泉 希 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成29年12月1日 |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成29年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成29年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成29年度甲府市一般会計補正予算（第5号）
- 2 平成29年度甲府市一般会計補正予算（第6号）
- 3 平成29年度甲府市一般会計補正予算（第7号）
- 4 平成29年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成29年度甲府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 平成29年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 平成29年度甲府市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 平成29年度甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 平成29年度甲府市簡易水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 平成29年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）

平成29年12月15日 原案可決

平成29年12月17日に執行した甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により、次のとおり決定したので、同令第35条第5項の規定により公告する。

平成29年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

住 所 甲府市朝日一丁目1番11号
氏 名 市 川 三千昌

住 所 甲府市朝日二丁目5番1号
氏 名 市 村 仁

住 所 甲府市朝日二丁目10番17号
氏 名 桐 原 利 明

住 所 甲府市宝一丁目5番14号
氏 名 綱 取 俊 昭

住 所 甲府市宝一丁目4番4号
氏 名 古 屋 禎 夫

住 所 甲府市宝一丁目5番15号
氏 名 堀 内 茂

住 所 甲府市北口二丁目9番12号
氏 名 綜合興業 株式会社

2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人

住 所 甲府市宝一丁目20番21号
氏 名 有限会社 万源興業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成29年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 やさしい手甲府 山梨県甲府市上石田一丁目7番14号	やさしい手 しょうがい福祉サポート 甲府北 山梨県甲府市千塚三丁目9番3号ルネマンション千塚A号室	平成30年1月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930102163

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 やさしい手甲府 山梨県甲府市上石田一丁目7番14号	やさしい手 しょうがい福祉サポート 甲府北 山梨県甲府市千塚三丁目9番3号ルネマンション千塚A号室	平成30年1月1日	指定障害児相談支援	特定なし	1970102172

甲府市告示第651号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第3606号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第652号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 | 市民発第3610号 |
| | | 配当計算書 | 市民発第3612号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第653号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第3500号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字椀面785番16、785番17、836番2、836番3、839番2、839番3、字西河原975番1から975番18まで、988番4、991番1、991番4、991番7から991番9まで、993番1及び993番3から993番7まで以上36筆及び道、水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、公園、ゴミ置場、消防施設及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区東上野四丁目27番3号
東京セキスイハイム株式会社
代表取締役社長 神吉 利幸

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小曲町字寺東88番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上野原市上野原2467番地3
望月 陽平

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(鋼造) 240号		
工事名	山城小学校旧給食室跡外構工事		
工事場所	甲府市上今井町474番地		
工事概要	1	工事内容	・ 渡り廊下改修工事 1式 (鉄骨造波板屋根、20㎡程度) ・ 出入口門扉設置工事 1式 ・ 側溝、舗装他工事 1式
	2	工期	平成30年3月16日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,557,320円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	鋼構造物 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の鋼構造物工事。 元請として平成14年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年12月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年1月5日
	3	申請書受付開始日	平成29年12月21日

	4	申請書受付締切日	平成30年1月5日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年1月12日
	6	設計図書配付開始日	平成29年12月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年1月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年12月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年1月15日
	10	入札及び開札日時	平成30年1月22日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年1月17日 午後5時まで
	2	回答	平成30年1月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する

平成29年12月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970801054 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスりばーはうすひだまり |
| 3 | 事業所の所在地 | 中巨摩郡昭和町河西1235-4 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 有限会社 ひだまり
代表取締役 原田 貢 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成29年12月15日 |

甲府市告示第658号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第3771号
充当通知書 市民発第3772号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第659号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成12年甲府市告示第206号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月25日

甲府市長 樋口雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第660号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（平成12年甲府市告示第209号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月25日

甲府市長 樋口雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第661号

悪臭原因物質の規制地域及び規制基準（平成16年甲府市告示第407号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 都市計画の種類 | 甲府都市計画下水道（甲府市公共下水道） |
| 2 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 縦覧場所 | 甲府市建設部まち開発室都市計画課 |

甲府市告示第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------|----------------------|
| 1 | 都市計画の種類 | 笛吹川都市計画下水道（甲府市公共下水道） |
| 2 | 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市建設部まち開発室都市計画課 |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

平成29年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市健康ポイント事業業務委託

2 業務概要

超高齢化・少子化の進行及び人口減が続く中、子どもから高齢者までが元気で健やかに生涯をすごしていくために、市民一人ひとりが自分にあった健康づくりを育むとともに、病気の発症予防と重症化を防ぐ健康に配慮した生活習慣を身につけることが重要である。

このことから、市民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を実践する行動変容のきっかけとなるよう、本市の地域特性を踏まえた甲府らしい魅力ある健康増進インセンティブとなる健康ポイントの仕組みを構築し、「食」の分野からも健康増進のアプローチを図り、健康寿命の延伸を図るとともに、延いては、医療費の抑制を図ることを目的とする。

3 事業期間

契約締結日から平成32年3月31日

4 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 本業務に類似する十分な実績及び能力を有していること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または、法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 手続等

- (1) 「甲府市健康ポイント事業業務委託」公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）、仕様書及び各種様式等は甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出先については公募型プロポーザ

ル実施要領を参照すること。

6 事務局

甲府市福祉保健部福祉保健総室健康衛生課

山梨県甲府市相生2丁目17番1号

TEL : 055-237-2586

FAX : 055-227-5294

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
特定非営利活動法人 ファボール山梨 山梨県甲斐市中下条686番地3	ファボール山梨 山梨県甲府市緑が丘二丁目12番6号	平成30年1月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930102205

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
特定非営利活動法人 ファボール山梨 山梨県甲斐市中下条686番地3	ファボール山梨 山梨県甲府市緑が丘二丁目12番6号	平成30年1月1日	指定障害児相談支援	特定なし	1970102214

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下今井町字稻積741番2、741番5、741番6、745番1から745番10まで及び746番3から746番5まで以上16筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田二丁目4番1号
株式会社エスティケイ
代表取締役 興水 修

甲府市告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年1月9日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 125
- 3 路線名 和田平東線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市城東五丁目105番2地先から 甲府市城東三丁目266番3地先まで	66.0	5.0～ 9.0
新	甲府市城東五丁目105番2地先から 甲府市城東三丁目266番3地先まで	70.0	5.0～ 9.0

甲府市告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年1月9日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	和田平東線	甲府市城東五丁目 105番2地先から 甲府市城東三丁目 266番3地先まで	70.0	平成29年 12月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国母四丁目965番1から965番9まで
以上9筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
群馬県高崎市上中居町397番地2
大和ホーム株式会社
代表取締役 猪俣 勝

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月27日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代330番1及び330番4から330番14まで
以上12筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市相生一丁目1番1号
リオ・不動産コンサル株式会社
代表取締役 長谷川一也

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年12月28日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納入通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 平成29年9月1日
平成29年11月1日 |
| 3 | 項目 | 平成28年度介護保険料更正通知書
（平成29年度介護保険料過年6期分）
平成29年度介護保険料納入通知書
（平成29年度介護保険料5期～9期分） |
| 4 | 納期限 | 平成29年10月2日（過年6期）
平成29年11月30日（5期）
平成30年1月4日（6期）
平成30年1月31日（7期）
平成30年2月28日（8期）
平成30年4月2日（9期） |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第672号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成29年4月1日
平成29年7月1日
平成29年9月1日
平成29年11月1日
平成29年12月1日 |
| 3 | 項目 | 平成28年度介護保険料更正通知書
平成29年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 4 | 納付方法 | 年金からの特別徴収による |
| 5 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 6 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第22号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成29年12月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3, 148人
2	1/3の数	52, 451人
3	1/6の数	26, 226人
4	選挙人名簿登録者数	157, 351人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、平成29年12月26日午後2時、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成29年12月22日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成30年1月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第71号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成29年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110101号		
工事名	(更新-4) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市新田町地内 外 (県営住宅貢川団地の東)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. NS (φ300) 2.0m ・SSP (φ300) 41.5m (添架管) ・DIP. GX (φ250) 114.5m ・DIP. K (φ250) 2.5m ・DIP. GX (φ200) 12.5m ・DIP. K (φ200) 3.5m ・DIP. GX (φ100) 15.5m ・DIP. K (φ100) 5.5m ・RRVP (φ100) 2.5m ・仕切弁. NS (φ300) 2基 (添架管) ・仕切弁. GX (φ250) 3基 ・仕切弁. GX (φ200) 2基 ・仕切弁. GX (φ100) 1基 ・不断水簡易仕切弁 (φ200) 1基 ・消火栓 (φ75) 1基 ・空気弁 (φ25) 1基 (添架管) ・臨給工 (材料局支給) 1式
	2	工期	平成30年9月28日まで

	3	予定価格 (税込み)	63,515,880円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の 工事請負額が3,100万円以上の実 績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成29年12月7日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成29年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成29年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成29年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成29年12月22日
	6	設計図書配付開始日	平成29年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成29年12月25日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成29年12月7日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成29年12月25日
	10	入札日時	平成30年1月9日 午前9時

	11	価格以外の評価点公表日	平成30年1月12日
	12	開札日時	平成30年1月18日 午前9時
	13	落札者決定日	平成30年1月19日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年12月28日 午後5時まで
	2	回答	平成30年1月4日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年1月16日まで
	2	回答	平成30年1月17日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年1月17日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第72号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130089号		
工事名	雨水渠工事 (H29-2)		
工事場所	甲府市羽黒町地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配可変側溝設置工 700型 L=28.0m ・ボックスカルバート設置工 700型 L=9.5m ・集水柵設置工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	平成30年7月9日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,918,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	雨水渠工事又は側溝改良工事等。ただし、1件の工事請負額が500万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成29年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成29年12月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年12月22日
	6	設計図書配付開始日	平成29年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成29年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年12月25日
	10	入札及び開札日時	平成30年1月9日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年12月28日 午後5時まで
	2	回答	平成30年1月4日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第73号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）4号		
工事名	①（路3-12）路面復旧工事 ②下水道修繕工事（公共H29-20）		
工事場所	甲府市朝日四丁目地内 外		
工事概要	1	工事内容	①・表層工 再生密粒度ASC（t=5cm） A=2,774.0㎡ ・上層路盤工 瀝青安定処理（t=10cm） A=24.0㎡ ・付帯工 1式 ②・汚水柵上部調整・取替工（φ350） 5箇所 ・汚水柵上部調整・取替工（φ500） 11箇所 ・取付管取替工（φ150） 2箇所 ・人孔上部調整・取替工（1号） 1箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	平成30年3月16日まで
	3	予定価格 （税込み）	20,509,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成14年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成29年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成29年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年12月22日
	6	設計図書配付開始日	平成29年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成29年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年12月25日
	10	入札及び開札日時	平成30年1月9日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年12月28日 午後5時まで
	2	回答	平成30年1月4日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

1 入札対象物件

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 入札番号 | 物品-210041号 |
| (2) 物件名 | 高速液体クロマトグラフ分析計一式 |
| (3) 品質・規格・数量など | 仕様書による |
| (4) 納入期限 | 仕様書による |
| (5) 納入場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 山梨県内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「医療器具」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(8)市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1)配付期間 平成29年12月18日(月)～平成29年12月27日(水)
(土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- (2)配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)または甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(物品))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4)申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年12月18日(月)～平成29年12月27日(水)
(土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1)日 時 平成30年1月30日(火) 午前10時
- (2)場 所 甲府市上下水道局本局庁舎3階小会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限する範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1)入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第75号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110109号		
工事名	(更新-11) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下石田二丁目地内（南西第三児童公園の西）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ100) 240.0m ・DIP. K (φ100) 6.0m ・RRVP (φ75) 1.0m ・RRVP (φ50) 3.0m ・SP(泥吐管)(φ50) 3.5m ・仕切弁. GX (φ100) 7基 ・泥吐弁. F (φ50) 2基
	2	工期	平成30年5月23日まで
	3	予定価格 (税込み)	20,059,920円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年12月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年1月5日
	3	申請書受付開始日	平成29年12月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年1月5日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年1月12日
	6	設計図書配付開始日	平成29年12月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年1月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年12月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年1月15日
	10	入札及び開札日時	平成30年1月22日 午前9時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年1月17日 午後5時まで
	2	回答	平成30年1月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第76号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110113号			
工事名	(路4-24) 路面復旧工事			
工事場所	甲府市下帯那町地内（下帯那町公民館の北）外5箇所			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表層工（再生密粒度ASC：t = 5 cm） A = 1, 123.0 m² ・表層工（再生密粒度ASC：t = 3 cm） A = 40.0 m² ・基層工（再生粗粒度ASC：t = 5 cm） A = 440.0 m² ・上層路盤工（瀝青安定処理：t = 10 cm） A = 363.0 m² ・上層路盤工（M-30：t = 5 cm） A = 80.0 m² ・上層路盤工（M-40：t = 20 cm） A = 5.0 m² ・不陸整正工 1式 ・付帯工 1式 	
	2	工期	平成30年4月27日まで	
	3	予定価格 (税込み)	12,981,600円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値（P）650点以上	

	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年12月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年1月5日
	3	申請書受付開始日	平成29年12月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年1月5日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年1月12日
	6	設計図書配付開始日	平成29年12月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年1月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年12月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年1月15日
	10	入札及び開札日時	平成30年1月22日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年1月17日 午後5時まで
	2	回答	平成30年1月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

任免辞令

(市長事務部局)

市立甲府病院 放射線部 主任 原 千加子
市立甲府病院 放射線部 技師 松 田 恵
(各通)
退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 2 9 年 1 2 月 3 日

市立甲府病院 看護部 技師 佐々木 美緒
退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

市立甲府病院 看護部 主任 吉村 世莉奈
市立甲府病院 薬剤部 技師 河西 絵梨香
(各通)
退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日